








令和4年度大野原演習場で使用する電気

件名	令和4年度大野原演習場で使用する電気						
名称	表紙						
作成日	令和3年11月24日						
業務隊長	管理科長	営繕班長	企 画	管 財	施設管理専門官	電気係長	担当者
			/				
所 属	大村駐屯地業務隊管理科営繕班						

仕 様 書

1 件 名 令和4年度大野原演習場で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊大野原演習場
長崎県東彼杵郡東彼杵町太ノ浦郷無番地
- (2) 業種(用途) 官公署 (国家事務)

3 仕 様

(1) 供給電気方式等

ア 供給電気方式	交流3相3線式
イ 供給電圧(標準電圧)	6, 600V
ウ 計量電圧(標準電圧)	6, 600V
エ 標準周波数	60Hz
オ 受電方式	1回線受電方式
カ 受電設備の総容量	125kVA
キ コンデンサの総容量	30kVA

(2) 契約電力及び予定電力使用量

ア 契約電力	48kW
イ 予定電力使用量	99,200kWh (別紙第1を参照)

(3) 年間電力使用実績

- ア 令和2年度年間使用電力実績表(別表第1を参照)
- イ 令和3年度年間使用電力実績表(別表第2を参照)

(4) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電力は再生エネルギー比率100%とすること。

(別紙第2「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を参照)

(RE100の細部については、Going 100% - RE100(<https://there100.org/technical-guidance>)を確認すること)

(5) 契約期間

自 令和4年4月1日 0時00分
至 令和5年3月31日 24時00分

(6) 電力量等の検針

ア 自動検針用伝送端末 有

イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針

ウ 計量器の構成

製造者 九電テクノシステムズ(株)

型式 KM3E9-R形

製造年 2013年製

定格 110V 5A 60Hz

計器定数 1,000 pulse/kWs 1,000 pulse/kvars

パルス定数 50,000 pulse/kWh

エ 電力量の検針日は、毎月1日の0時00分とし、検針表及び電力量料金請求書は毎月可能な限り早急に、当事業所にFAX等で報告するものとする。

(7) 需給地点

九州電力(株)の322ヨ154号柱から引き込んだ大野原演習場1号柱の引込線取付点

(8) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(9) 保安上の責任分界点

供給地点に同じ

(10) 対価の支払方法

供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、書面で提出するものとする。

(別紙第3 特定電源割当証明書様式例を参照)

(別紙第4 特定電源割当計画書様式例を参照)

4 その他

(1) 力率は契約期間中100%と想定し、フリッカ発生機器等電気の質に影響影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(2) 入札価格の算定にあつては、再生付加価値料金を考慮すること。力率は100%とし燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(3) 力率の変動、その他要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の使用条件については、九州地区の一般電気事業者の定める特定規模、需要標準供給条件を基準に双方の話し合いにより決定するものとする。

- (4) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し別紙第5に掲げる条件を満たすこと。
- (5) その他、この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。

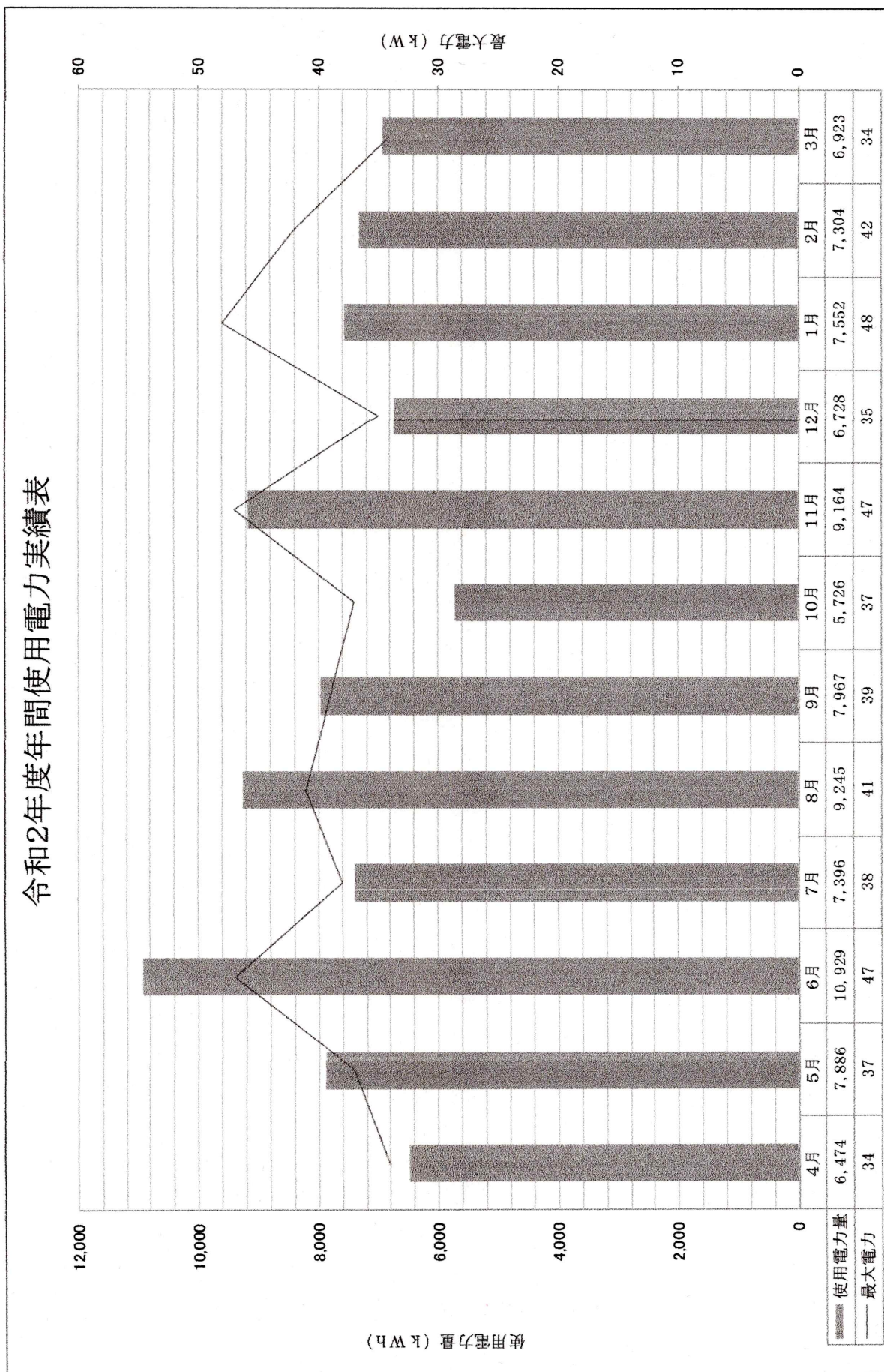
令和4年度大野原演習場月別予定使用電力量

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

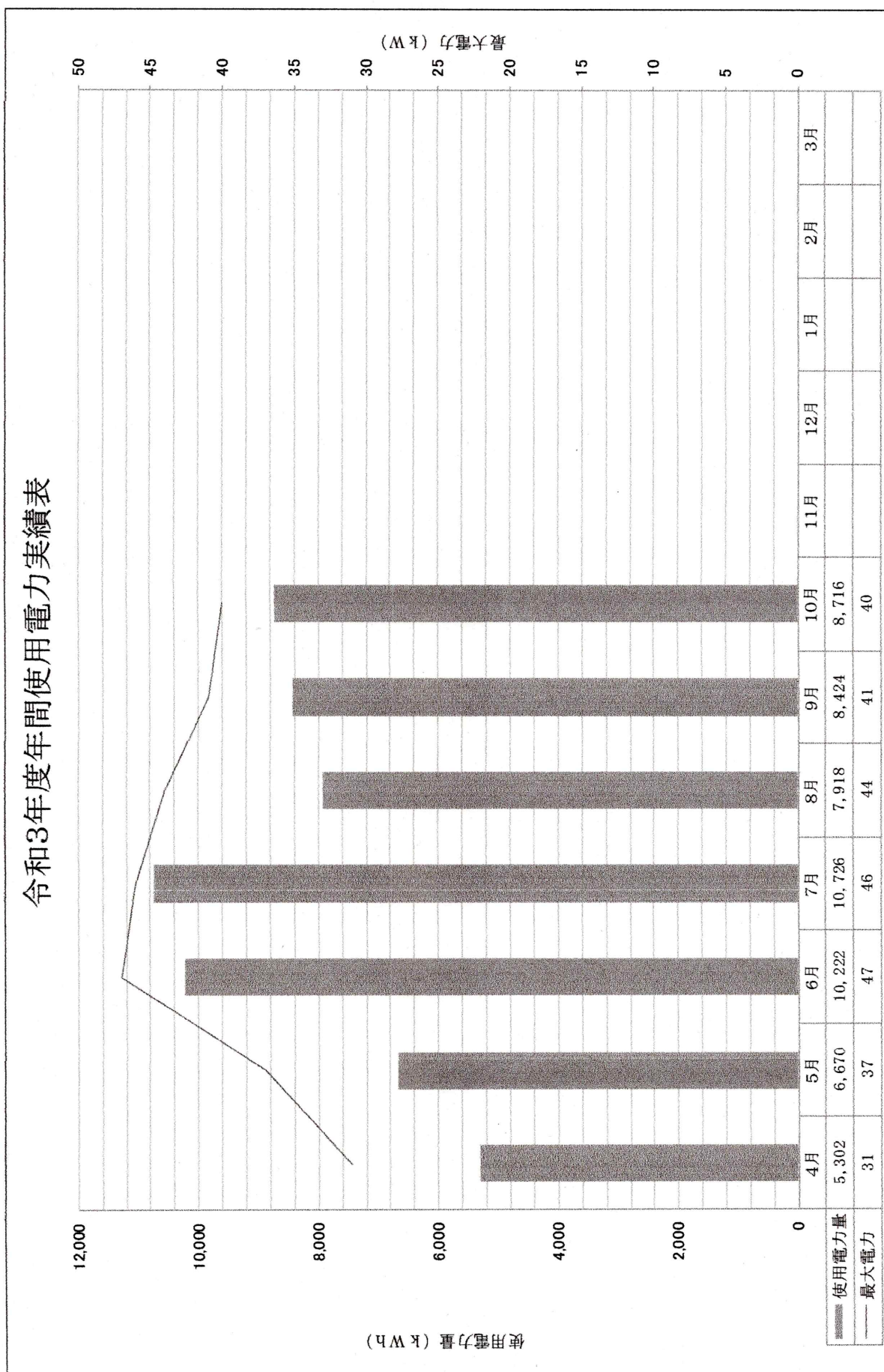
	昼間電力量 (kWh)	夜間電力量 (kWh)	ピーク電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)
4月分	3,400	2,700		6,100
5月分	4,300	3,400		7,700
6月分	6,100	4,500		10,600
7月分	4,000	3,700	1,100	8,800
8月分	3,700	3,600	1,000	8,300
9月分	4,200	4,000	1,100	9,300
10月分	4,100	3,100		7,200
11月分	5,200	4,100		9,300
12月分	4,000	2,900		6,900
1月分	5,600	4,600		10,200
2月分	4,800	3,400		8,200
3月分	4,000	2,600		6,600
合計	53,400	42,600	3,200	99,200

- ・昼間電力量…毎日午前8時から午後10時までの時間で使用する電力量。
ただし、ピーク時間及び以下の「休日等」に定める日の該当する時間で使用する電力量を除く。
- ・夜間電力量…ピーク電力量及び昼間電力量以外の時間で使用する電力量
- ・ピーク電力量…夏季（7月1日～9月30日までの期間）の毎日午後1時から午後4時までの時間で使用する電力量。
ただし、以下の「休日等」に定める日の該当する時間で使用する電力量を除く。
- ・休日等…日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

令和2年度年間使用電力実績表



令和3年度年間使用電力実績表



「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

特定電源割当計画書様式例

〇〇年〇月〇日

特定電源割当計画書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り●●●●に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等
 需要施設名 〇〇〇〇
 需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
 契約予定電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間
 〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（再エネ由来電力量の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
合計 (kWh)			

総計 (kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組状況に関する条件

1 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和2年度の未利用エネルギー活用状況、③令和2年度の再生可能エネルギー導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	評点
①令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上 0.690未満	20
②令和2年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和2年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

- ※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和3年4月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
<p>① 令和 2 年度 1kWh 当たりの 二酸化炭素排 出係数</p>	<p>「令和 2 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和 2 年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。</p> <p>なお、令和 2 年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。</p>
<p>② 令和 2 年度の 未利用エネル ギー活用状況</p>	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 2 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和 2 年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh) を令和 2 年度の供給電力量（需要端）(kWh) で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和 2 年度の未利用エネルギー活用状況(\%)} = \frac{\text{令和 2 年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端)}}{\text{令和 2 年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に揚げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>① 工場等の排熱又は排圧</p>

	<p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3 令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和2年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③令和2年度の再生可能エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和2年度の再生可能エネルギー導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ <p>① 令和2年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）</p> <p>② 令和2年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。）</p> <p>③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、令和2年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、令和2年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</p> <p>⑤ 非化石価格取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)（ただし、令和2年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</p> <p>⑥ 令和2年度の供給電力量（需要端(kWh)）</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項において定め</p>

	<p>られる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）</p> <p>2 令和2年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和2年度の供給電力量（⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。</p> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

※この表の定義は、別紙第5及び適合証明書にのみ適用する。

